

四日市市告示第270号

四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第139号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 (略) (有効期限)	1 (略) (有効期限)
2 この要綱は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。ただし、この要綱の失効 前に交付決定された事業については、なお 従前の例による。	2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。ただし、この要綱の失効 前に交付決定された事業については、なお 従前の例による。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。